

加入・履行証明書発行基準（令和6年度～）

建退共新潟県支部

1. 共済手帳の適正更新について

「証紙貼付満了による更新手続き」又は「次回更新時期到来による更新手続き」対象の共済手帳がある場合、更新手続きを適正に行っていること。

2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額（下記①～⑤の合計額から⑥を控除した額）が、被共済者の就労日数に見合う額であること。

- ① 電子申請方式において、自社雇用の被共済者に掛金充当した額
- ② 電子申請方式において、自社雇用の被共済者に元請が掛金充当した額
- ③ 共済証紙購入額
- ④ 前年度から繰り越した共済証紙の額
- ⑤ 元請から現物交付を受けた共済証紙の額
- ⑥ 下請に現物交付した共済証紙の額

※ 共済手帳受払簿に記載した、被共済者全員の決算期間中の就労日数合計に 320円を乗じ、更に10/12を乗じた額より、退職給付拠出額等の総額が上回っていること。

3. 証紙貼付方式を採用する公共工事について（元請のみ）

公共工事を受注し、証紙貼付方式を採用する場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」を工事完成後1年間事務所に備え付けていること。

4. 下請への適正な共済証紙の交付又は掛金の充当について（元請のみ）

下請を使って工事を行っている事業主については、1から3のほか、下請への共済証紙の交付又は電子申請方式による掛金の充当が適正に行われていること。

※ 別紙「加入・履行証明願受付に関するフロー」で受付可能であることを確認してから申請してください。